

せいかちょうしゅわげんご ふきゅうおよ しょうがい とくせい おう たよう 精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション

しゅだん りょう そくしん かん じょうれい せつめいばん 手段の利用の促進に関する条例（わかりやすい説明版）

はじめに

せいかちょう あんしん ひと く きょうせい めざ
精華町は、だれもが安心して、その人らしく暮らせる「共生のまち」を目指
しています。

しょうがい ひと ひと こ こうれいしゃ
そのために、障害のある人も、ない人も、子どもから高齢者まで、わけへだ
たが き も つた り かい しゃかい
てなくお互いに気持ちを伝えあい、理解しあえる社会をつくることが大切です。

しょうがい ひと じぶん あ ほうほう じょうほう え き も
しかし、これまで障害のある人が自分に合った方法で情報を得たり、気持ち
つた むずか ば あい
を伝えたりすることが、難しい場合があります。

とく しゅわ しゃ なんぢょうしゃ ちゅうとしつちょうしゃ たいせつ ことば なが
特に手話は、ろう者や難聴者、中途失聴者にとって大切な言葉ですが、長い
あいだげんご みと つか じ き
間言語として認められず、使いにくい時期がありました。

いま くに せかい しゅわ おんせいげんご おな ことば ほうりつ みと
今は、国や世界でも、手話が音声言語と同じ「言葉」であると法律で認めら
れています。

さまざま ほうりつ すべ しょうがい ひと じょうほう え つた
また、様々な法律で全ての障害のある人が情報を得たり伝えたりできるよう、
はいりよ か
配慮することが書かれています。

じょうれい しゅわ ほか つた ほうほう つか
この条例は、手話や他のいろいろな伝える方法を使いやすくし、だれもが
き も かよ あんしん く まち めざ
気持ちを通わせながら安心して暮らせる町を目指すためのものです。

第1条（この条例の目標）

この条例は、手話や他のコミュニケーションの方法を広め、だれもが安心して暮らせる社会をつくることを目的としています。町は、全ての人が、障害があるかないかに関わらず、お互いを尊重しながら、ともに暮らしていける町を目指します。

第2条（言葉の意味）

この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

① 手話言語の普及：手話が言葉のひとつだと知ってもらうこと。

② コミュニケーション手段：手話や触手話、要約筆記、点字、指点字、筆談、音訳、拡大文字、平易な言葉、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置など、その人の障害に合わせて使う伝える方法のこと。

③ 障害のある人：からだやこころの働きに障害があり、周りの仕組みや環境がその人に合っていないことから、生活に不便を感じている人のこと。

④ 事業者：会社やお店。

⑤ コミュニケーション支援者：話すことや伝えることを手伝う人。

だい じょう たいせつ 第3条（大切にすること）

しゅわ いろいろな コミュニケーション 手段（しゅだん ひろ）を 広（ひろ）めることは、全（すべ）ての 人（ひと）が け（わ）け へ だてなく お互（たが）いを 尊（そん）重（ちょう）して 暮（く）らす ため（ため）に 大（たい）切（せつ）です。手話（しゅわ）は 文（ぶん）化（か）であり、長（なが）い 間（あいだ）使（つか）われて きた 言（こと）ば です。また、だれもが 自（じ）分（ぶん）に 合（あ）った コミュニケーション 手段（しゅだん）を 選（えら）べる よう に する こと が 必（ひつ）要（よう）です。

だい じょう まち せきにん 第4条（町の責任）

まち は、この 条（じょう）例（れい）の 考（かん）え に 基（も）づいて、手話（しゅわ）や いろいろな コミュニケーション 手段（しゅだん）を 広（ひろ）める ため（ため）の 取（と）り 組（く）み を 進（すす）めます。その とき（とき）に は、障（しょう）害（がい）の ある 人（ひと）が 困（こま）らない よう に 配（はい）慮（りょ）します。

だい じょう じゅうみん 第5条（住民のすること）

じゅうみん は、この 条（じょう）例（れい）の 考（かん）え を よく 知（し）り、町（まち）が 行（おこな）う 取（と）り 組（く）み に 協（きょう）力（りょく）する よう に 努（つと）めます。

だい じょう じぎょうしゃ 第6条（事業者のすること）

じぎょうしゃ は、この 条（じょう）例（れい）の 考（かん）え を 大（たい）切（せつ）にして、町（まち）の 取（と）り 組（く）み に 協（きょう）力（りょく）します。また、

しょうがい ひと おこな しごと ひと あ
障害のある人にサービスを行うときや仕事をするときは、その人に合ったコミュニケーション手段を使い障害のある人が困らないように配慮します。

だい じょう と く すす 第7条（取り組みを進めること）

まち じゅうみん じぎょうしゃ たが きょうりよく つぎ すす
町、住民、事業者は、お互いに協力して、次のようなことを進めます。

- ① しゅわ ひろ
手話を広めること。
- ② しょうがい ひと つか しゅだん りかい つか
障害のある人が使ういろいろなコミュニケーション手段を理解し、使いやすくすること。
- ③ しょうがい ひと じょうほう え つた かんきょう
障害のある人が情報を得たり、伝えたりしやすい環境をつくること。
- ④ しえんしゃ ふ
コミュニケーション支援者を増やすこと。
- ⑤ さいがいなど とき しょうがい ひと じょうほう え
災害等の時に、障害のある人が情報を得られるようにすること。

と く すす しょうがい ひと しえんしゃ
この取り組みを進めるときは、障害のある人やコミュニケーション支援者、かんけい ひとたち いけん き
関係する人達の意見を聞き、できるだけその意見を取り入れるようにします。

と く すす かくにん ひつよう ないよう み なお
また、その取り組みの進みぐあいを確認し、必要があれば内容を見直します。

だい じょう ひつよう かね ようい 第 8 条（必要なお金の用意）

まち は、これらのとく すす めるために、ひつよう かね ようい つと
町は、これらの取り組みを進めるために、必要なお金の用意に努めます。

だい じょう ほか 第 9 条（その他のこと）

ほか に、このじょうれい ひつよう ちょうちょう き
その他に、この条例に必要なことは、町長が決めます。